

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第752号)

平成21年12月10日

横 情 審 答 申 第 752 号  
平 成 21 年 12 月 10 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく  
諮詢について（答申）

平成21年7月9日健医安第484号による次の諮詢について、別紙のとおり答申し  
ます。

「陳情書に関する協議内容 その回答に対する不服に対する協議内容 陳情書  
回答に不服申立20年9月27日その回答20年12月16日受取り件名2に対する個条の苦  
情の調査 協議なされた内容の判る情報の開示を求めます。陳情書件名2項削除さ  
れた協議内容の回答開示請求します。 診療記録カルテ開示請求をしたものに対し  
除外規定個人情報保護法第25条但書一項 第三者の生命権利利害の情報を医療機関  
へFAX送信をされた訳の聴取協議なされた内容等の判る情報の開示を求めます。」  
の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮詢

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「陳情書に関する協議内容 その回答に対する不服に対する協議内容 陳情書回答に不服申立20年9月27日その回答20年12月16日受取り件名2に対する個条の苦情の調査 協議なされた内容の判る情報の開示を求めます。陳情書件名2項削除された協議内容の回答開示請求します。 診療記録カルテ開示請求をしたものに対し除外規定個人情報保護法第25条但書一項 第三者の生命権利利害の情報を医療機関へFAX送信をされた訳の聴取協議された内容等の判る情報の開示を求めます。」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「陳情書に関する協議内容 その回答に対する不服に対する協議内容 陳情書回答に不服申立20年9月27日その回答20年12月16日受取り件名2に対する個条の苦情の調査 協議なされた内容の判る情報の開示を求めます。陳情書件名2項削除された協議内容の回答開示請求します。 診療記録カルテ開示請求をしたものに対し除外規定個人情報保護法第25条但書一項 第三者の生命権利利害の情報を医療機関へFAX送信をされた訳の聴取協議された内容等の判る情報の開示を求めます。」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年4月30日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

（1）について

特定年月日1に異議申立人（以下「申立人」という。）が横浜市会議長あてに提出した陳情（以下「本件陳情」という。）に対し、健康福祉局健康安全部医療安全課（以下「医療安全課」という。）が作成した回答をもとに横浜市会議長から特定年月日2に回答が送付された。その後、平成20年9月27日申立人から医療

安全課長あてに「陳情書回答に対する不服申し立て書」（以下「不服申立書」という。）が提出され、平成20年12月16日に医療安全課長名で回答した。

前段の「陳情書回答に不服申立20年9月27日その回答20年12月16日受取り件名2に対する個条の苦情の調査 協議なされた内容の判る情報の開示を求めます。」とは、不服申立書に対する平成20年12月16日の回答を作成するに際して、事実関係等を調査、協議した内容の分かる文書（以下「個人情報1」という。）の開示を求めているものと考えられる。

また、後段の「陳情書件名2項削除された協議内容の回答開示請求します。」とは、本件陳情に対する回答文案作成時に、陳情書の陳情項目が「1 医療機関の違法診療の改善の厳重なる強化策 2 右記に関する横浜市医療安全課への不平等な扱い対応の回答」の二つあるにもかかわらず、これを回答の件名とせずに、件名を「医療機関の違法診療の改善強化策等の件」とすることとした協議内容に関する文書（以下「個人情報2」という。）の開示を求めているものと考えられる。

## （2）について

平成17年9月、申立人が特定の医療機関に対して自身のカルテ開示請求をしていた際、その医療機関から医療安全相談窓口に患者である申立人のカルテ開示について電話での相談があった。その際、医療安全課担当者は、参考として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第25条（事業者は本人からの請求があった場合は開示しなければならないこと、及び三つの除外事由が規定されている。）の条文が書かれた文書を当該医療機関にFAX送信した。

の「診療記録カルテ開示請求をしたものに対し除外規定個人情報保護法第25条但書一項 第三者の生命権利利害の情報を医療機関へFAX送信をされた訳の聴取協議された内容等の判る情報の開示を求めます。」とは、当該医療機関にFAX送信した理由や経緯を、当時の担当者から聞き取り、確認した内容が分かる文書（以下「個人情報3」という。）の開示を求めていると考えられる。

## （3）個人情報1について

個人情報1に該当する文書としては、平成20年12月16日に、不服申立書に対する回答を申立人に送付した際の起案文書（以下「不服申立書に対する回答起案文書」という。）が考えられるが、当該文書については、本件異議申立てに係る決

定とは別に、本件請求を受けて全部開示決定をしている。それ以外には、事実関係等を調査、協議した内容の分かる文書は作成しておらず、保有していない。

(4) 個人情報 2 について

申立人に対して本件陳情への回答をした際の回答書の件名欄に、二つ目の陳情項目を記載しなかったことがおかしいと主張していると考えられるが、市会議長あて陳情（以下「市会陳情」という。）においては一般的な取扱いとして、回答書を作成するにあたり、陳情項目が複数ある場合は、回答書の件名欄には代表して一つの件名のみを記載し、他の陳情項目については、回答書の件名欄には記載していない。しかし、陳情された内容については、回答欄にてすべて回答している。申立人は、二つ目の陳情項目を回答書の件名欄に記載しないこととした協議内容に関する文書を求めており、市会陳情の一般的な取扱いどおりの取扱いをしたまでのことであり、そのための協議はしておらず、また、文書も作成していない。

(5) 個人情報 3 について

医療機関から相談があったこと、及び条文が書かれた文書を FAX 送信したことについて、理由や経緯を当時の担当者に確認した内容の文書は作成していない。また、当時の担当者は、法律の条文を FAX 送信することについては、軽易な事務処理であって文書による意思決定（決裁）は不要であると判断したため、起案文書もない。

(6) 以上のとおり、本件個人情報を保有していないため、条例第25条第2項に該当するとして全部を非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 個人情報非開示決定を取り消し、請求の の開示を求める。
- (2) 医療安全課が、医療安全相談窓口に係る事務（業務）について、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11に基づき、横浜市医療安全支援センターを設置しており、患者、市民等からの医療に関する相談、苦情に「医療安全相談窓口」として対応しています、と述べているとおり、申立人が医療機関から投薬を受け、副作用による被害相談や、社会保険医療、横浜市障害者支援目的としている保険医療費（診療報酬）が不正に水増請求等があるので訴えつづけてきた。

### (3) 個人情報 1について

陳情書回答に対して不服申立てをし、その不服申立てに対する回答書を受け取ったが、その回答は事実調査がなされた回答ではなく、現職の偏見と独断による誠意のない文章で、不当な回答であった。

事実は真摯に受けて説明責任を果たすべきである。不服申立書に対する回答は誠意に欠け、不適切である。

不服申立書に対する誠意のない回答に対しての異議を申し立てている。

### (4) 個人情報 2について

陳情書の項目が2項目に区別をしてあるにも関わらず、起案書では「件名・・・等の件」と一括で記述されていることについて、処理結果では区別をして回答しているが、起案書件名が1項2項の区別を故意に記述をしていないのは不当ではないか。陳情書（回答）の決裁は局長の決裁が必要との教示があったが、起案書では局長の決裁が省略されている。

### (5) 個人情報 3について

平成17年9月、申立人が医療機関に医療記録カルテ開示請求をしたところ、翌日医療機関から、「左の理由によりカルテ開示を拒否します。」と記載され、個人情報保護法第25条ただし書に線引きをした条文の送付を受けた。

医療法では診療記録カルテ開示請求があった場合にはその全部を原則開示しなければならない、また、本人以外の家族、法定代理人の求めに対しても応じなければならないと規定されているので、医療安全課の前任係長に相談したところ、「物事には裏と表の両面がある。今はあまり余分な事を考えずに治療に専念した方がよい。」と言われた。

陳情処理結果通知書回答2項では、「医療安全相談窓口では寄せられた相談に中立的な立場で対応をしています。相談者の了解なく相談内容を他機関へ情報提供をするようなことはありません。」と答えているが、それに反して事実はすべて意図的に他機関へ情報提供していたことが判明した。行政指導で開示されたカルテに情報交換内容が記録されており、陳情処理結果通知書2項に反している。不服申立書で、個人情報保護法第25条（開示）義務違反の指導状況が考察する（法律違反ほう助罪）に相当、医療機関に特段の計らいを行ったものであると記述した。医療機関と行政がなれ合い、もたれ合いしてまで市民に多大な精神的な苦痛を与え、「医療相談窓口では、患者、市民の皆様だけでなく、前述したとお

り医療機関からの相談に対しても中立的な立場で対応しているところです。」不服申立て内容の趣旨に反した不当な回答文章。「御指摘の個人情報保護法第25条に規定されている内容（個人情報取扱事業者が本人から本人情報の開示を求められたときの対応）を、医療機関からの相談に対応する中で説明し、その条文の写しを送付すること自体は不適切ではないものと考えています。」そのとおりと思うが、不服申立書中のカルテ記録の質問・説明の求めに対しての回答としては不適正と考える。

除外規定の指図をした根拠証拠の説明、医療機関は第三者に当たらないと解すが、なぜ第三者に当たると判断をしたか、診療報酬の不正請求を予知していながら指導義務があるにもかかわらず第25条第1項ただし書の条文を示唆した。

内容の指摘についてお答えいただいている。

## 5 審査会の判断

### (1) 医療安全相談窓口に係る事務について

横浜市では、平成16年に、患者・市民等からの医療に関する相談等に中立的な立場から対応し、相談者が自主的に問題解決できるよう助言を行うとともに、患者・市民等と医療機関等との信頼関係を構築していくことを目的に、衛生局地域医療政策部医療安全課（当時。現在は、健康福祉局健康安全部医療安全課。）に「医療安全相談窓口」を設置した。

その後、平成18年に医療法が改正され、同法第6条の11で「都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は・・・次に掲げる事務を実施する施設（以下「医療安全支援センター」という。）を設けるよう努めなければならない。1 患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。・・・」と規定されたことから、平成19年4月から上記の医療安全相談窓口を医療法上の「医療安全支援センター」の業務の一環として位置づけ、引き続き患者・市民等からの相談・苦情に対応している。

### (2) 本件請求に係る経緯について

実施機関の非開示理由説明書及び実施機関に確認したところによれば、本件請求に係る経緯は次のとおりである。

- ア 平成17年2月から、申立人は、医療安全相談窓口において、自身が受診していた医療機関（以下「特定医療機関」という。）で診療報酬の不正請求が行われているなどの相談を継続的に行ってきました。
- イ 平成17年9月、特定医療機関から医療安全相談窓口に申立人のカルテの本人開示請求についての電話相談があり、医療安全課は、個人情報取扱事業者の本人に対する保有個人データの開示義務及びその除外事由等を規定した個人情報保護法第25条の条文を特定医療機関にFAX送信した。
- ウ 特定年月日1に、申立人は横浜市会議長に陳情書を提出し、横浜市会議長は、医療安全課が作成した回答をもとに、特定年月日2に、陳情に対する回答を送付した。

- エ 平成20年9月27日に、申立人は、医療安全課に対して、陳情に対する回答に関して不服申立書を提出し、平成20年12月16日に、医療安全課は申立人に不服申立書に対する回答を行った。

#### (3) 本件個人情報について

本件請求に係る個人情報本人開示請求書及び異議申立書の記載並びに上記(2)の経緯から、申立人が開示を求める本件個人情報は、前記3(1)及び(2)で実施機関が説明するとおり、個人情報1から3までの情報であると解される。

実施機関は、個人情報1から3までのいずれも保有していないと主張しているので、以下検討する。

#### (4) 本件個人情報の不存在について

##### ア 個人情報1について

実施機関は、本件請求を受けて別途開示を行った不服申立書に対する回答起案文書以外には、事実関係等を調査、協議した内容の分かれる文書は作成しておらず、個人情報1を保有していないと主張している。

当審査会において、実施機関に不服申立書に対する回答書の提出を求めてこれを見分したところ、回答書には「前任者と医療機関との間においてご指摘のような不適切な関わりは一切なかったことを確認しています。」との記載があったので、実施機関に確認したところ、「確認しています。」とは、前任の医療安全課担当係長に口頭で確認したことを指しており、不服申立書に対する回答起案文書以外には一切文書は作成していないとのことであった。

実施機関のこの説明には特段不自然、不合理な点は認められず、そのほかに

実施機関が個人情報 1 を保有していると推認させる事情も認められない。

#### イ 個人情報 2 について

実施機関は、市会陳情の一般的な取扱いとして、市会陳情への回答書の件名欄には代表して一つの件名のみを記載しているとし、申立人に係る陳情についても市会陳情の一般的な取扱いどおりの取扱いをしたまでのことであり、そのための協議はしておらず、また、文書も作成していない旨主張している。

当審査会において、市会陳情の取扱いについて、市会事務局で市会陳情に関する事務を所管する市会事務局議事課（以下「議事課」という。）に確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 市会陳情が提出されたときは、議長が委員会に付託すべきものであるかを判断し、付託しない場合は、議長から市長等に陳情に対する回答を求め、市長等からの回答を、内容を確認の上、陳情者に通知する。市長の回答を求めるときは、議事課では市長部局において市会陳情をとりまとめている行政運営調整局総務課に依頼し、行政運営調整局総務課が陳情内容に係る事務を主管する部署に回答作成を依頼している。

(イ) 陳情の件名については、議事課において委員会への付託又は市長等への回答を求めるについて起案を行う際に陳情書の内容等を考慮して決めており、陳情書自体に複数の件名が記載されているときも市会として一つの件名を決めている。

そこで、本件陳情の件名について改めて医療安全課に確認したところ、本件陳情に対する回答書の件名欄の「・・・強化策等の件」との件名は、市会が決めたものであり医療安全課において決めた件名ではなかったとのことであった。

以上のとおり、「・・・強化策等の件」との件名は市会で付けられたものであるから、実施機関において件名を「・・・強化策等の件」とすることとする協議を行っていないことは当然であり、個人情報 2 を保有していないとの実施機関の主張は、是認できる。

#### ウ 個人情報 3 について

実施機関は、個人情報保護法の条文を特定医療機関に FAX 送信したことについて、理由や経緯を当時の担当者に確認した内容の文書は作成しておらず、当時の担当者が軽易な事務処理であって決裁は不要であると判断したため起案文書もないと主張している。

当審査会としては、実施機関の主張に、不自然、不合理な点を認めることはできず、そのほかに実施機関が個人情報3を保有すると推認させる事情も認められない。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

#### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年7月9日	・実施機関から諮詢書及び非開示理由説明書を受理
平成21年7月15日 (第153回第二部会)	・諮詢の報告
平成21年7月17日 (第83回第三部会)	
平成21年7月23日 (第150回第一部会)	
平成21年8月27日 (第151回第一部会)	・審議
平成21年9月24日 (第153回第一部会)	・審議
平成21年10月8日 (第154回第一部会)	・審議
平成21年11月26日 (第157回第一部会)	・審議